

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市南区東九条南石田町5番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京阪バス株式会社 取締役社長 田中 均					
事業者の主たる業種	自動車運送事業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年 4月 ~ 23年 3月					
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物排出量の削減、自社環境マネジメントシステムに基づきCO2排出量の2%削減を目指す。					
推進体制	自社環境マネジメントシステムに基づき、年度単位で実施計画を策定するとともに、進捗状況を管理する。					
	環境マネジメントシステム名称	京阪グループ環境マネジメントシステム				
	適用範囲	全社（全部門）				
	取得年月日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20~22	バス車両	新排出ガス規制適合車両への代替を進める（全社で各年度60台代替予定）			
	20	燃料消費	アイドリングストップを含むエコ運転の実施に取り組み、対前年1%の燃費向上を目指す。			
	20	本社および各事務所	冷暖房や照明の適正な使用に取り組み、対前年3%の電力消費量削減を目指す。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	555.6 t	553.6 t	-0.4 %		
	B 輸送車両排出区分	11,356.0 t	11,127.0 t	-2.0 %		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 11,911.6 t	*2 11,680.6 t	-1.9 %		
	目標設定の考え方	各種消費エネルギーごとの消費量実数値に対して、対前年2%削減の目標値を設定し削減に取り組む。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等 (二酸化炭素換算)				
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)		t
削減量等合計			*3 t			
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	11,912 t	(*)2-(*)3	11680.6 t	-1.9 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1. CNG（圧縮天然ガス）バス、アイドリングストップ装置装着バスを導入し、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に努めている。 2. 探検定期券制度やワンコインエコバスといった環境保護を目的とした割引乗車制度を制定し、公共交通機関の利用促進を図っている。					
特記事項	1. 地域の美化清掃活動に参加している。 2. 社外の環境対策セミナー等へ積極的に参加するとともに、環境マネジメントシステムにより社員の意識改革を啓発している。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。